

令和5年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	令和 5 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 "
議案第 3 号	令和 5 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	21 "
議案第 4 号	令和 5 年度徳島市奨学事業特別会計予算	27 "
議案第 5 号	令和 5 年度徳島市土地取得事業特別会計予算	33 "
議案第 6 号	令和 5 年度徳島市介護保険事業特別会計予算	39 "
議案第 7 号	令和 5 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	47 "
議案第 8 号	令和 5 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	53 "
議案第 9 号	令和 5 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	59 "
議案第 10 号	令和 5 年度徳島市商業観光施設事業会計予算	63 "
議案第 11 号	令和 5 年度徳島市水道事業会計予算	69 "
議案第 12 号	令和 5 年度徳島市公共下水道事業会計予算	75 "
議案第 13 号	令和 5 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	81 "
議案第 14 号	令和 5 年度徳島市市民病院事業会計予算	85 "

令和 5 年度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算

令和5年度徳島市一般会計予算

令和5年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,710,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		41,259,424
	1 市 民 税	18,158,060
	2 固 定 資 産 税	17,757,627
	3 軽 自 動 車 税	837,891
	4 た ば こ 税	1,742,033
	5 都 市 計 画 税	2,763,813
2 地 方 譲 与 税		634,930
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	155,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	438,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	41,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	930
3 利 子 割 交 付 金		22,000
	1 利 子 割 交 付 金	22,000
4 配 当 割 交 付 金		470,400
	1 配 当 割 交 付 金	470,400
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		280,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	280,000

款	項	金 額
6 法 人 事 業 税 交 付 金		657,800
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	657,800
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,647,300
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,647,300
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		29,100
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金		47,400
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	47,400
10 地 方 特 例 交 付 金		199,400
	1 地 方 特 例 交 付 金	194,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	5,400
11 地 方 交 付 税		11,263,000
	1 地 方 交 付 税	11,263,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		51,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	51,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		413,186
	1 負 担 金	413,186
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1,467,322
	1 使 用 料	954,228

款	項	金 額
	2 手 数 料	513,094
15 国 庫 支 出 金		22,882,547
	1 国 庫 負 担 金	19,010,271
	2 国 庫 補 助 金	3,809,585
	3 国 庫 委 託 金	62,691
16 県 支 出 金		8,608,078
	1 県 負 担 金	6,303,517
	2 県 補 助 金	1,809,924
	3 県 委 託 金	494,637
17 財 産 収 入		125,643
	1 財 産 運 用 収 入	73,701
	2 財 産 売 払 収 入	51,942
18 寄 附 金		605,480
	1 寄 附 金	605,480
19 繰 入 金		1,177,250
	1 基 金 繰 入 金	1,167,768
	2 特 別 会 計 繰 入 金	9,482
20 諸 収 入		2,360,840
	1 延 滞 金	34,000
	2 預 金 利 子	500

款	項	金 額
	3 貸 付 金 元 利 収 入	784,571
	4 受 託 事 業 収 入	63,000
	5 雑 入	1,478,769
21 市 債		8,507,900
	1 市 債	8,507,900
歳 入	合 計	107,710,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		540,956
	1 議 会 費	540,956
2 総 務 費		8,729,737
	1 総 務 管 理 費	6,648,753
	2 徴 税 費	1,148,228
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	524,867
	4 選 挙 費	281,373
	5 統 計 調 査 費	48,579
	6 監 査 委 員 費	77,937
3 民 生 費		51,198,208
	1 社 会 福 祉 費	23,311,963
	2 児 童 福 祉 費	16,890,586
	3 生 活 保 護 費	10,995,299
	4 災 害 救 助 費	360
4 衛 生 費		10,610,018
	1 保 健 衛 生 費	5,450,877
	2 清 掃 費	5,159,141

款	項	金 額
5 勞 働 費		54,495
	1 勞 働 諸 費	54,495
6 農 林 水 産 業 費		1,060,254
	1 農 林 水 産 業 費	473,727
	2 農 地 費	586,527
7 商 工 費		1,681,466
	1 商 工 費	1,681,466
8 土 木 費		12,478,462
	1 土 木 管 理 費	162,759
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,120,629
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	1,175,028
	4 港 湾 費	2,045
	5 都 市 計 画 費	8,126,133
	6 住 宅 費	891,868
9 消 防 費		3,125,949
	1 消 防 費	3,125,949
10 教 育 費		9,258,357
	1 教 育 総 務 費	899,234
	2 小 学 校 費	1,572,580

款	項	金額
	3 中 学 校 費	1,730,040
	4 高 等 学 校 費	977,640
	5 幼 稚 園 費	1,120,725
	6 学 校 給 食 費	1,297,892
	7 社 会 教 育 費	1,212,513
	8 保 健 体 育 費	447,733
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,892,098
	1 公 債 費	8,892,098
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		107,710,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧文化センター跡地等整備事業	309,200
10 教育費	3 中学校費	学校施設整備事業	921,902

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
共通基盤システム整備事業	令和5年度から令和11年度まで	581,281
財務会計システム整備事業	令和5年度から令和11年度まで	229,700
契約管理システム整備事業	令和5年度から令和11年度まで	183,585
庁舎災害対応機能強化事業	令和5年度から令和7年度まで	実施設計技術協力及び施工に要する額
住民記録システム等整備事業	令和5年度から令和11年度まで	958,760
認定こども園整備事業	令和6年度	1,160,000
粗大ごみ収集受付管理システム整備事業	令和5年度及び令和6年度	18,719
一般廃棄物中間処理施設整備環境影響評価実施事業	令和6年度から令和8年度まで	171,600
一般廃棄物中間処理施設整備基本設計策定事業	令和6年度から令和8年度まで	26,895
漁業近代化資金利子補給	令和6年度から令和11年度まで	950
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和5年度から令和13年度まで	54,000
都市計画用途地域変更検討事業	令和6年度	3,586
四国横断自動車道周辺対策事業	令和5年度から令和7年度まで	923,000
防災行政無線移動系デジタル化整備事業	令和5年度から令和7年度まで	473,000
就学事務システム整備事業	令和5年度及び令和6年度	61,974
学校給食調理業務民間委託事業	令和5年度から令和8年度まで	672,000

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	165,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和36年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化施設整備事業	166,900			
生涯福祉センター整備事業	18,400			
児童館整備事業	10,300			
学童保育会館整備事業	5,300			
保育所整備事業	30,900			
教育・保育施設等整備費補助事業	152,900			
認定こども園整備事業	10,800			
夜間休日急病診療所整備事業	4,100			
水道事業会計出資	248,600			
清掃運搬施設整備事業	117,000			
廃棄物処理施設整備事業	476,900			
一般廃棄物中間処理施設整備推進事業	28,100			
し尿処理施設整備事業	41,000			
農林業振興事業	5,200			
農地施設整備事業	241,200			
観光施設整備事業	50,800			
道路橋りょう整備事業	1,138,500			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 事 業	77,100			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	1,500			
排 水 施 設 整 備 事 業	1,173,200			
都 市 計 画 事 業	1,780,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業	260,800			
消 防 施 設 整 備 事 業	221,600			
防 災 施 設 整 備 事 業	134,000			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	258,900			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	761,400			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	42,700			
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	40,100			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	38,800			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	20,700			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	25,300			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 対 策	732,000			

令和 5 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,330,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		3,817,101
	1 国 民 健 康 保 険 料	3,817,101
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,225
	1 手 数 料	2,225
3 県 支 出 金		17,622,596
	1 県 補 助 金	17,622,596
4 財 産 収 入		979
	1 財 産 運 用 収 入	979
5 繰 入 金		2,816,185
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,666,185
	2 基 金 繰 入 金	150,000
6 諸 収 入		32,756
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	391
	2 雑 入	32,365
7 繰 越 金		39,155
	1 繰 越 金	39,155
歳 入 合 計		24,330,997

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		569,922
	1 総 務 管 理 費	569,922
2 保 険 給 付 費		17,326,662
	1 保 険 給 付 費	17,326,662
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,146,463
	1 医 療 給 付 費 分	4,319,870
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,369,658
	3 介 護 納 付 金 分	456,935
4 保 健 事 業 費		241,146
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	164,457
	2 保 健 事 業 費	76,689
5 基 金 積 立 金		979
	1 基 金 積 立 金	979
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		34,825
	1 諸 支 出 金	34,825

款	項	金 額
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	24,330,997

令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和5年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,099千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		104
	1 諸 収 入	104
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		95,695
	1 一 般 会 計 繰 入 金	95,695
4 市 債		83,300
	1 市 債	83,300
歳 入 合 計		189,099

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		188,799
	1 事 業 費	159,298
	2 公 債 費	29,501
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		189,099

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	83,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和36年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和5年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和5年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和5年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,404千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		11,513
	1 奨 学 事 業 収 入	11,513
2 繰 越 金		8,891
	1 繰 越 金	8,891
歳 入	合 計	20,404

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		10,921
	1 貸 付 事 業 費	10,921
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 諸 支 出 金		9,482
	1 繰 出 金	9,482
歳 出 合 計		20,404

令和 5 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和5年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和5年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ492,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		487,801
	1 貸 付 金 元 利 収 入	487,801
2 諸 収 入		4,495
	1 諸 収 入	4,495
歳 入 合 計		492,296

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		487,801
	1 貸 付 金	487,312
	2 公 債 費	489
2 諸 支 出 金		4,495
	1 諸 支 出 金	4,495
歳 出	合 計	492,296

令和 5 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和5年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和5年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,173,447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		5,298,368
	1 介 護 保 険 料	5,298,368
2 使 用 料 及 び 手 数 料		343
	1 手 数 料	343
3 国 庫 支 出 金		6,773,490
	1 国 庫 負 担 金	4,879,792
	2 国 庫 補 助 金	1,893,698
4 支 払 基 金 交 付 金		7,376,866
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,376,866
5 県 支 出 金		3,878,797
	1 県 負 担 金	3,724,352
	2 県 補 助 金	154,445
6 財 産 収 入		1,556
	1 財 産 運 用 収 入	1,556
7 繰 入 金		4,843,927
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,467,472
	2 基 金 繰 入 金	376,455

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	28,173,447

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		576,112
	1 総 務 管 理 費	576,112
2 保 険 給 付 費		26,474,288
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	26,474,288
3 地 域 支 援 事 業 費		1,100,405
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 費 支 援 総 合 事 業 費	848,376
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	252,029
4 基 金 積 立 金		1,556
	1 基 金 積 立 金	1,556
5 公 債 費		2,000
	1 公 債 費	2,000
6 諸 支 出 金		9,086
	1 諸 支 出 金	9,086
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	28,173,447

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム導入事業	令和6年度	25,190
介護保険システム整備事業	令和5年度から令和11年度まで	587,327

令和 5 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,309,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,297,992
	1 後期高齢者医療保険料	3,297,992
2 使用料及び手数料		61
	1 手 数 料	61
3 繰 入 金		1,005,162
	1 一般会計繰入金	1,005,162
4 諸 収 入		6,697
	1 償還金及び還付加算金	6,609
	2 雑 入	88
歳 入 合 計		4,309,912

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		58,503
	1 総 務 管 理 費	52,994
	2 徴 収 費	5,509
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金		4,234,800
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金	4,234,800
3 諸 支 出 金		6,609
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,609
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,309,912

令和 5 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和5年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和5年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,602,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		16,602,409
	1 振 替 収 入	16,602,409
歳 入	合 計	16,602,409

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,602,409
	1 給 与 等 支 払 費	16,602,409
歳 出	合 計	16,602,409

令和5年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和5年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量	
ア 水産物	29,000トン
イ 青果物	69,000トン
(2) 主要な建設改良事業	
水道メーター取替工事	9,669千円
受電室等蓄電池設備更新工事	24,866千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	市場事業	収益	622,821千円
第1項	営業	収益	464,791千円
第2項	営業外	収益	158,030千円
	支	出	
第1款	市場事業	費用	639,074千円
第1項	営業	費用	626,612千円
第2項	営業外	費用	11,462千円
第3項	予備	費用	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,526千円及び過年度分損益勘定留保資金73,033千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	17,775千円
第1項 出 資 金	17,775千円
支 出	
第1款 資本的支出	96,334千円
第1項 建設改良費	60,784千円
第2項 企業債償還金	35,550千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費118,432千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、142,802千円である。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 5 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和5年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	60,800器
イ 年間総利用人数	171,475人
ウ 一日平均利用人数	469人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	64,240台
(ア) 普通駐車	47,450台
(イ) 全日定期駐車	6,935台
(ウ) 夜間定期駐車	2,555台
(エ) 昼間定期駐車	7,300台
ウ 一日平均駐車台数	176台
(ア) 普通駐車	130台
(イ) 全日定期駐車	19台
(ウ) 夜間定期駐車	7台
(エ) 昼間定期駐車	20台

エ 主要な建設改良事業

新町地下発電機更新 130,350千円

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数 287台

イ 年 間 駐 車 台 数 82,490台

(ア) 普 通 駐 車 44,165台

(イ) 全 日 定 期 駐 車 14,600台

(ウ) 夜 間 定 期 駐 車 3,285台

(エ) 昼 間 定 期 駐 車 20,440台

ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数 226台

(ア) 普 通 駐 車 121台

(イ) 全 日 定 期 駐 車 40台

(ウ) 夜 間 定 期 駐 車 9台

(エ) 昼 間 定 期 駐 車 56台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数 154台

イ 年 間 駐 車 台 数 215,029台

(ア) 普 通 駐 車 205,904台

(イ) 泊 駐 車 7,300台

(ウ) 夜 間 定 期 駐 車 1,825台

ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数 588台

(ア) 普 通 駐 車 563台

(イ) 泊 駐 車 20台

(ウ) 夜 間 定 期 駐 車 5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益 200,224千円

第1項	索道営業収益	3,096千円
第2項	駐車場営業収益	178,779千円
第3項	営業外収益	18,349千円

支 出

第1款	商業観光施設事業費用	157,327千円
第1項	索道営業費用	30,955千円
第2項	駐車場営業費用	124,392千円
第3項	営業外費用	980千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	130,350千円
第1項	企業債	130,350千円

支 出

第1款	資本的支出	177,073千円
第1項	建設改良費	176,000千円
第2項	企業債償還金	1,073千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
眉山ロープウェイ搬器整備事業	令和5年度及び令和6年度	229,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新町地下発電機更新事業	130,350千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め15年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、940,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 5 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

令和5年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	131,583戸
(2) 年間総配水量	30,005,000m ³
(3) 一日平均配水量	81,981m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	896,055千円
配水施設事業	4,255,177千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	5,241,238千円	
第1項 営業収益	4,708,408千円	
第2項 営業外収益	521,389千円	
第3項 特別利益	11,441千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	4,996,824千円	
第1項 営業費用	4,595,178千円	
第2項 営業外費用	377,736千円	
第3項 特別損失	3,910千円	
第4項 予備費	20,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,347,361千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額190,418千円、当年度分損益勘定留保資金1,589,965千円及び減債積立金566,978千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		4,425,070千円
第1項	企業債		2,919,000千円
第2項	工事負担金		167,750千円
第3項	加入金		166,320千円
第4項	負担金		840,542千円
第5項	県補助金		31,240千円
第6項	他会計補助金		49,739千円
第7項	固定資産売却代金		1,859千円
第8項	他会計出資金		248,620千円
		支	出
第1款	資本的支出		6,772,431千円
第1項	建設改良費		5,277,082千円
第2項	企業債償還金		1,493,359千円
第3項	県補助金返還金		1,990千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
経営戦略改定業務	令和5年度及び令和6年度	20,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	632,800千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
配水管整備事業	657,600千円	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率		
庁舎整備事業	1,424,000千円			
防災倉庫整備事業	204,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,178,264千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、64,244千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	工具器具及び備品	新庁舎用事務什器類	一 式

令和5年3月6日提出

徳 島 市 長 内 藤 佐 和 子

令和 5 年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和5年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	47,965戸
(2) 年間総処理水量	26,612,181m ³
(3) 一日平均処理水量	72,711m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	3,072,231千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	4,902,916千円	
第1項 営業収益	3,273,641千円	
第2項 営業外収益	1,629,175千円	
第3項 特別利益	100千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	4,664,710千円	
第1項 営業費用	4,286,159千円	
第2項 営業外費用	366,398千円	
第3項 特別損失	2,153千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,417,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,554千円、過年度分損益勘定留保資金568,843千円及び当年度分損益勘定留保資金650,632千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		3,868,212千円
第1項	企業債		3,081,700千円
第2項	負担金		81,295千円
第3項	補助金		702,250千円
第4項	固定資産売却代金		1千円
第5項	他会計出資金		2,966千円
		支	出
第1款	資本的支出		5,285,241千円
第1項	建設改良費		3,081,342千円
第2項	企業債償還金		2,203,899千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
経営戦略改定業務	令和5年度及び令和6年度	20,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業	3,081,700千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費748,618千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、373,233千円である。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 5 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和5年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	4,758両(一日平均13両)
(2) 年間運転キロメートル数	477,705キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,069,252人
(4) 一日平均輸送人員	2,921人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	488,840千円
第1項	営業収益	188,988千円
第2項	営業外収益	299,852千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	556,823千円
第1項	営業費用	545,485千円
第2項	営業外費用	10,338千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,935千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156千円及び過年度分損益勘定留保資金4,779千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1 8 8 千円
第1項	補 助 金	1 8 8 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	5, 1 2 3 千円
第1項	建 設 改 良 費	1, 7 1 6 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3, 4 0 7 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-----------|-----------------|
| (1) | 職 員 給 与 費 | 4 2 9, 0 3 3 千円 |
| (2) | 交 際 費 | 3 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、281,302千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 5 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算

令和5年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	335床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入 院 患 者 数	101,748人
イ 外 来 患 者 数	108,621人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院 患 者 数	278人
イ 外 来 患 者 数	447人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	696,208千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病 院 事 業 収 益	11,582,219千円
第1項	医 業 収 益	10,061,310千円
第2項	医 業 外 収 益	1,515,909千円
第3項	特 別 利 益	5,000千円

		支 出
第1款	病院事業費用	11,677,727千円
第1項	医療費用	11,290,469千円
第2項	医療外費用	357,258千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407,597千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,167千円及び過年度分損益勘定留保資金405,430千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,318,900千円
第1項	企業債	696,200千円
第2項	負担金	622,700千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,726,497千円
第1項	建設改良費	699,101千円
第2項	企業債償還金	1,027,396千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
無停電電源装置	令和5年度及び令和6年度	19,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具等整備事業	696,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,598,944千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、317,965千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,513,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	手術支援ロボット	一式
	医療機械器具備品	手術・重症病棟支援システム	一式
	医療機械器具備品	生理検査システム	一式
	医療機械器具備品	検体搬送システム	一式

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤佐和子

